

日本華僑華人聯合總會會則
<2015年6月28日改正>

第1章 總則

(名称)

第1条 本会は日本華僑華人聯合總會と称する。

(目的と事業)

第2条 本会は日本に居住する華僑の愛国と華人の愛郷の精神で団結することを主旨とし、日本各地僑会・中華学校が聯合して、日本華僑の正当な權益を擁護し、各地華僑華人僑会の組織拡大強化を積極的に推進し、青年教育文化活動助成、華文教育、中華文化の宣伝普及等の文化事業及び活動の發展推進を図り、日本華僑華人の親睦、福利福祉の増進に努力し、中華振興に寄与し、兩岸統一、中日友好事業の推進を目的とする。

(事務所)

第3条 本会は事務所を東京に置く。

第2章 會員

(會員の構成と加入)

- 第4条
- 1 會員は、本会の会則に賛同する日本各地僑会、中華学校を以て構成し、新たに加入する華僑華人団体は常務委員會の協議を経て、年一回開催される代表委員大会での認証を必要とする。
 - 2 會員は、入会と同時にその代表者（以下、會員代表者という）を含む代表委員を届け出るものとする。尚、代表委員の人数（1名以上、5名以下）は常務委員會で決定される。
 - 3 會員代表者等に変更があったときは、その都度、新代表委員を届け出るものとする。

(會員の權利と義務)

第5条 會員は下記の權利・義務を有する。

- (1) 會員は、その代表委員を通じて選挙権及び被選挙権を有する。
- (2) 本会の会則を遵守し、決議に従い会務を推進すること。
- (3) 所定の会費（分担金）を納めること。

(会費)

- 第6条
- 1 会費は、常務委員會において別に定める会費を納入しなければならない。
 - 2 會員は、特殊な事情により、会費を納入する事が困難である時、その延納、減額又は免除の申出をすることができる。

(會員の資格と喪失)

第7条 會員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、勧告を受けても納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が本会の会則その他規則に違反したとき、または、本会の名誉を毀損する行為をしたときは、常務委員会を経て代表委員大会の議決により、これを除名することができる。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第11条 1 大会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以上 10名以下
- (3) 事務局長 1名
- (4) 常務委員 15名以上 25名以内
- (5) 監事 2名

2 常務委員は会長、副会長、事務局長を含むものとする。

(選任)

第12条 1 常務委員及び監事は、代表委員大会において選任する。

2 会長、副会長、事務局長は、常務委員会において常務委員の互選によりこれを定める。

3 事務局長は、副会長を兼務することができる。

4 常務委員及び監事は相互に兼ねることができない。

5 常務委員及び監事が代表委員でなくなったとき、当該会員から第4条第3項の規定により届出のあった代表委員をもって、常務委員会の承認を得て、後任の常務委員または監事に選任するものとする。

(職務)

第13条 会長、副会長、事務局長、監事の職責は下記の通りとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務のすべてを統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故により会務執行不可能の時、会長の職務を代行する。

(3) 事務局長は、常務委員会の任務遂行に必要な実務を統括する。

(4) 監事会は、監事によって構成し、各種会務、会計を監査する。

(任期)

第 14 条 常務委員及び監事の任期は等しく 2 年とする。ただし、会長の連任は 3 期を限度とし、就任時年齢は 75 歳迄とする。

(顧問及び名誉会長)

第 15 条 本会は名誉会長、顧問を置くことができる。会長の推挙により、常務委員会の承認を経て会長が招聘する。

第 4 章 代表委員大会

(大会の構成)

第 16 条 代表委員大会は、各会員より届出された代表委員をもって構成し、本会の最高決議機関とする。

(大会の種別及び開催)

第 17 条 1 代表委員大会は定期大会と臨時大会とし、定期大会は毎年に 1 回開催し、必要に応じて臨時大会を開催することができる。
2 臨時代表委員大会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 常務委員会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2) 代表委員の 3 分の 2 以上から、招集の請求をしたとき。

(大会の招集)

第 18 条 代表委員大会は、会長がこれを招集する。

(大会の議長)

第 19 条 大会の議長は、その大会に出席した代表委員の中から選出する。

(大会の権限)

第 20 条 代表委員大会は下記のことを行う。
(1) 本会の活動方針及び事業計画を検討し実行する。
(2) 常務委員会の会務報告を聴取し承認する。
(3) 会則を改正する
(4) 常務委員及び監事の選任
(5) 代表委員大会が必要と認めるその他の事項を審議する。
(6) 予算、決算を審議し、決定する。

第 5 章 常務委員会

(常務委員会の構成)

第 21 条 常務委員会は、代表委員大会において選任された常務委員をもって構成する。

(常務委員会の権限)

第 22 条 常務委員は代表委員大会閉会期間中その権限を代行し、代表委員大会で決議された事項を執行し、会務を処理する。

(常務委員会の開催と招集)

第 23 条 常務委員会は年 2 回以上開催し、常務委員会が必要と認める場合、拡大常務委員会を開催することができ、会長がこれを招集する。

第 6 章 議決

(会議の成立と議決)

第 24 条 代表委員大会、常務委員会等の会議は過半数の出席（委任状を含む）を得てはじめて開催され、出席者の過半数の同意を得て決議することができる。

第 7 章 財 政

(財政の構成)

第 25 条 本会の資産は、会費（分担金）、各種賛助金、寄付金、その他の収入をもって構成する。

(財政の管理)

第 26 条 本会の資産は常務委員会の定めるところにより、会長が管理する。

(経費の支弁)

第 27 条 本会の経費は資産をもって支弁する。

(会計年度)

第 28 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日迄とする。

第 8 章 付則

(常務委員会の選任規程)

第 29 条 1 常務委員は、東京、横浜、京都、大阪、神戸の各華僑総会（以下、代表五地区という）から届出された代表委員をもって充てる。
2 副会長は、代表五地区の会長もしくはこれに準じる者が就任するものとする。
3 上記五地区以外からの常務委員の増員は、常務委員会からの推薦によって、代表委員大会の承認をもって決定するものとする。

(会則の改正)

第 30 条 1 本会則は必要ある場合、常務委員会で会則改正案を作成し、代表委員大会の決議を以て即日発効とする。
2 本会会則の改正は代表委員大会出席者（委任状を含む）の 3 分の 2 以上の同意を得て議決することができる。

(会費の規定)

第 31 条 各会員の会費は、常務委員会と各地代表委員が協議して決定する。